

寒川町まちづくり推進会議内規

寒川町まちづくり推進会議規則（平成19年寒川町規則第4号、以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、推進会議の内規を次のとおり定める。

(委員)

第1条 委員の選出母体及び人数は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------------------|------------------|--------|
| (1) 公募による町民（５人以上） | 一般公募 | （５人以上） |
| (2) 町教育委員会の委員（１人） | 町教育委員会の推薦者 | （１人） |
| (3) 町農業委員会の委員（１人） | 町農業委員会の推薦者 | （１人） |
| (4) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員（７人） | | |
| | 町自治会長連絡協議会の推薦者 | （１人） |
| | 町商工会の推薦者 | （１人） |
| | 湘南地域連合の推薦者 | （１人） |
| | 町PTA連絡協議会の推薦者 | （１人） |
| | 町民生委員児童委員協議会の推薦者 | （１人） |
| | 町婦人会の推薦者 | （１人） |
| | 町青年会議所の推薦者 | （１人） |

- (5) 学識経験を有する者（若干名）
大学教授又はこれに準ずる専門的研究者（若干名）

2 役職等の異動等に伴う取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 前項第2号から第4号までの委員については、後任の委員として推薦された者を選任する。
- (2) 前項第5号の委員については、選考時の役職から変動があっても、本人からの辞任申し出がない限り、在任するものとする。辞任申し出があった場合は、同号に掲げる役職により後任者を選任する。

3 委員の任期の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 寒川町自治基本条例第30条第4項に規定する委員の任期2年の規定については、委員の委嘱の日から2年間とする。
ただし、特別の事情がある場合はその限りではない。
- (2) 前項各号の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事録)

第2条 会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

２ 議事録の確定は、議長により指名された会議録承認委員２名による承認をもって行う。

附 則

- 1 この内規は、平成19年9月19日から施行する。
- 2 寒川町まちづくり推進会議委員の選考に係る内規（平成19年4月1日施行）は、この内規の施行日をもって廃止する。

附 則

この内規は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年8月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年8月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年12月13日から施行する。